

「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案」について

令和元年10月25日 改訂

今回お示した資料のうち、

- ・ 3 ページ目の 2. (事前届出の対象)
- ・ 5 ページ目の 2. (免除対象外のもの)、3. (免除基準)
- ・ 9 ページ目の表題

については趣旨の明確化のため、10月18日付の資料から記述を修正しています。

また、「よくある質問」も併せて掲載しております。

外為法改正の狙い

現行制度

- 投資自由の大原則の下、一定の対内直接投資につき事後報告
- 指定業種につき事前届出



健全な投資の一層の促進

安全保障等の観点からの対応強化の流れ

- 2018年8月米国で新法成立
- 2019年3月欧州でEU新規則成立



経済の健全な発展につながる対内直接投資を一層促進するとともに、
国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応。

⇒メリハリのある対内直接投資制度を目指す。

「国の安全」

- 武器、航空機、原子力、宇宙関連、軍事転用可能な汎用品の製造業、サイバーセキュリティ関連

「公の秩序」

- 電気・ガス、熱供給、通信事業、放送事業、水道、鉄道、旅客運送

「公衆の安全」

- 生物学的製剤製造業、警備業

「我が国経済の円滑運営」

- 農林水産、石油、皮革関連、航空運輸、海運

問題のない投資の一層の促進

1. 事前届出免除制度の導入

- 対内直接投資案件の大宗を占めるポートフォリオ投資等は、免除の対象。
- 国の安全等を損なうおそれがある投資は、免除の対象外として外形的に明確化（政令・告示）。
- 事後報告、勧告・命令により、免除基準の遵守を担保。

国の安全等を損なうおそれのある投資への適切な対応

2. 事前届出の対象の見直し

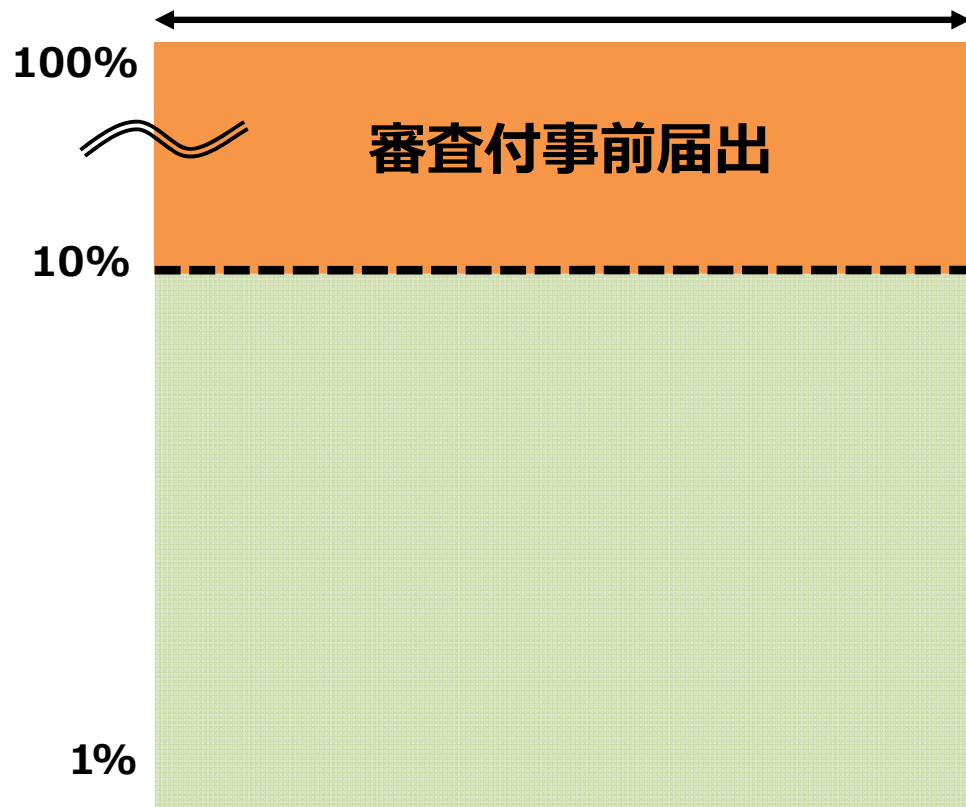
- 上場会社の株式取得の閾値引下げ（現行10%→1%：会社法上の株主総会における議題提案権の基準）
- 国の安全等に関わる技術情報の流出・事業活動の喪失につながる株式取得後の行為類型として、「役員への就任」や「重要事業の譲渡・廃止」を追加。

3. 国内外の行政機関との情報連携の強化

事前届出免除制度のイメージ

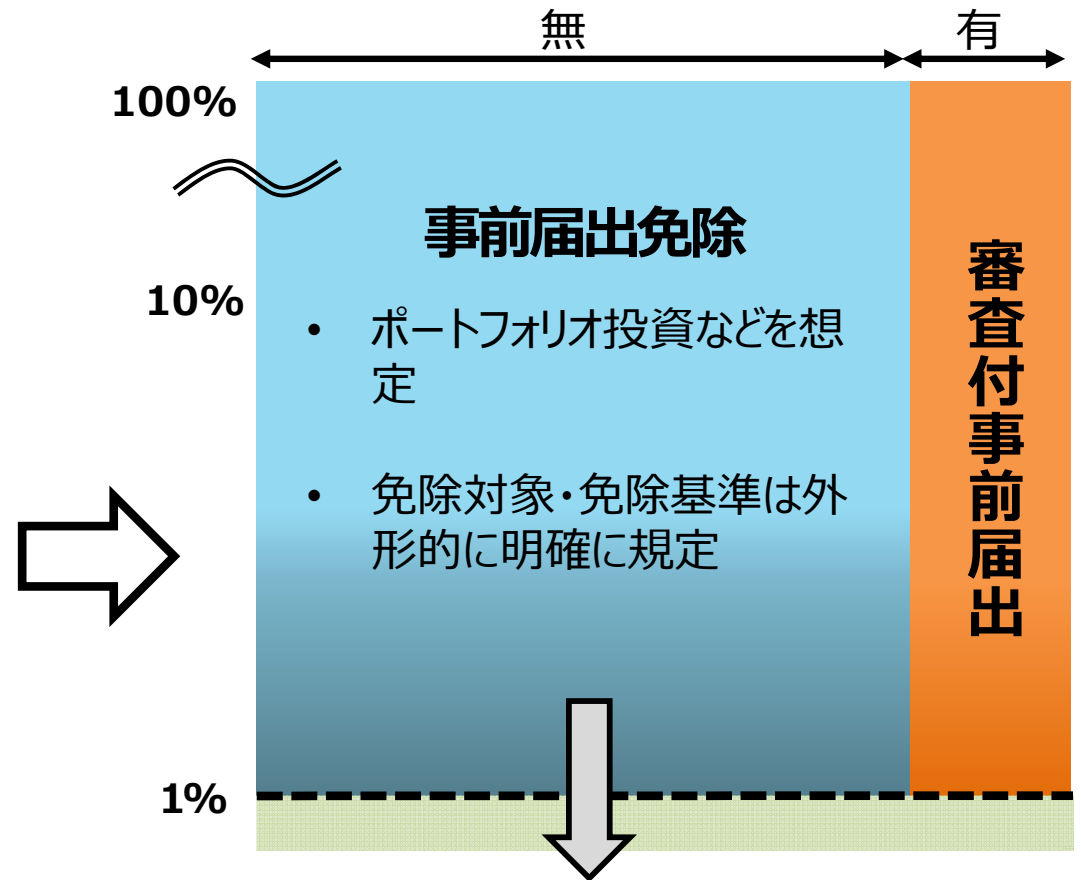
【現行の事前届出対象】

指定業種につき一律



【改正後の事前届出対象】

指定業種であっても、国の安全等を損なうおそれがないものは免除



基準不遵守に対しては、事後に勧告、命令が可能

事前届出免除制度の具体設計（案）

1. 事前届出免除制度の対象範囲は、政令・告示において規定

2. その際、以下のものは対象外とする

- 次に該当する投資家
 - 過去に外為法違反で処分を受けた者
 - 国有企業等
- 指定業種のうち、国の安全等を損なうおそれ大きいもの（主要例）
 - 武器製造、原子力
 - 電力、通信

3. 届出免除を受ける投資家が守るべき基準として以下を定める

- 外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任しないこと
- 重要事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しないこと
- 国の安全等に係る非公開の技術情報にアクセスしないこと

4. 事後報告、勧告・命令により、免除基準の遵守を担保

免除対象明確化と負担軽減のための対応

1. 外国証券会社が自己勘定で行う取引は、対象銘柄に関わらず、事前届出免除の対象とする。

※顧客勘定で行う取引は、引き続き当該顧客が届出義務を負う。

2. 外国銀行、外国保険会社及び外国運用会社が行う取引は、対象銘柄に関わらず、事前届出免除の対象とする。

3. 外国証券会社、外国銀行、外国保険会社及び外国運用会社が行う免除後の事後報告の閾値は、現状（10%）より加重しない。

投資組合（ファンド）からの対内直接投資等に係る届出義務者の見直し

外為法に基づく対内直接投資等の事前届出の対象について、会社による投資の場合に合わせて、届出義務者を組合に一本化し、届出の事務負担を軽減。

【現行】

GPやLPが外国投資家の場合、組合全体における外国投資家の出資比率に関わらず、それぞれのGP・LPの名前で事前届出を行う必要。

【改正の方向性】

- ① 外国投資家の出資比率が50%以上の場合
 - ② GPが外国投資家の場合
- 組合名義で一本の事前届出のみ提出。

組合

GP
(外国投資家の場合)

LP
外国投資家以外

LP
外国投資家

LP
外国投資家

組合

GP

LP
外国投資家以外

LP
外国投資家

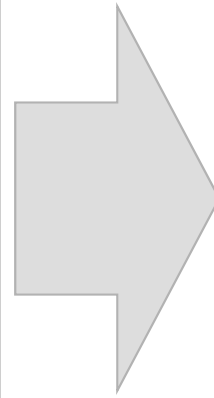
LP
外国投資家

投資組合の事前届出義務者

【現行】

【改正後】

		GP	
		外国投資家	日本の投資家
外国投資家の出資比率	≥50%	GP + 個々の 外国投資家 LP	個々の 外国投資家 LP
	<50%		



		GP	
		外国投資家	日本の投資家
外国投資家の出資比率	≥50%	組合	組合
	<50%	組合	

(注) 事前届出義務がある場合でも、事前届出免除制度を利用できる可能性がある。

G7各国の対内直接投資審査制度の概要

		アメリカ (2018年法改正)	イギリス (2018年法改正)	フランス (2018~2019年 法令改正)	ドイツ (2018年政令改正)	イタリア (2017年法改正)	カナダ	日本 (現行) → (改正後)
事前届出・審査	対象となる 株式所有等 の割合	下限なし ※2018年 法改正で事前 届出制度を導入		33.3%	10% ※2018年政令 改正で25%から 引下げ	3%	名目額の閾値あり (投資家によって 異なる)	10% ↓ 1% (免除制度あり)
	対象業種	特定の投資		指定業種 ※2018年政令 改正で業種拡大	指定業種	指定業種 ※2017年法改正 で業種拡大	全業種	指定業種
事後介入	業種による 限定なし	業種による 限定なし	業種による 限定なし	指定業種のみ	業種による 限定なし	指定業種のみ	業種による 限定なし	指定業種のみ
	株式売却命令 が可能	株式売却命令 が可能	株式売却命令 が可能	株式売却命令 が可能 ※2019年法改正	株式売却命令 が可能	株式売却命令 が可能	株式売却命令 が可能	株式売却命令 が可能なのは 指定業種の一部のみ ↓ 指定業種全てで 株式売却命令 が可能